米国の中高生は憲法上の適正手続をどのように学ぶのか

–The Bill of Rights:a user' guide を手がかりとして-

中 原 朋 生（環太平洋大学）

Ⅰ 本研究の目的

本研究は、米国における中高生を対象とする憲法学習の単元指導計画を分析し、生徒が適正手続を学ぶプロセスを明らかにすることを目的とする。そのために、中高生向けに開発された The Bill of Rights：a user' guide[1] を分析対象として、人権カタログである権利章典における刑事手続に関する単元を取り上げ、手続学習のあり方について論じる。

Ⅱ The Bill of Rights：a user' guide の目標～憲法条文を活用できる市民の育成～

本研究で分析対象とする The Bill of Rights：a user' guide は、バージニア州にある公民教育団体である Close Up Foundation が、憲法啓蒙家の Linda Monk とともに開発したプロジェクト（教科書、教師用指導書などが一式で開発された実践的な指導計画）である。本プロジェクトは a user' guide のサブタイトルの通り、生徒たちが権利章典の各条文の歴史的起源、判例、現代社会における影響を研究した上で、条文を実社会において“活用”していくことをめざす[2]。その初版は 1991 年に開発され、歴史的起源の学習（歴史性）、バランスの取れた内容（公平性）、憲法条文の活用力育成（実用性） が高く評価され、改訂を続けながら現在も使用されている。

Ⅲ 手続に関する単元指導計画

The Bill of Rights：a user' guide では手続きに関して、修正４条「不合理な捜索、押収、抑留の禁止」、修正５条「大陪審の保障、二重の危険、デュー・プロセスおよび財産権の保障」、修正６条「陪審審理の保障その他刑事手続上の人権」、修正７条「民事事件における陪審審理の保障」、修正８条「残虐で異常な刑罰の禁止等」の五つの単元において学習する。

本研究では、手続学習の導入となる修正４条「不合理な捜索、押収、抑留の禁止」に焦点をあてる。修正４条の単元指導計画は、以下の通りである。

・学習活動１「捜索令状と逮捕令状」　令状のコピーを生徒に配付し内容と意義を分析。
・学習活動２「カリフォルニア対グリーンウッド（1988）」　判例をもとに模擬裁判。
・学習活動３「排除法則」　排除法則の賛否に関する法律専門家によるパネルディスカッション。
・学習活動４「学校における修正４条」　学校生活における捜索に関するディベート。
・学習活動５「現代社会における修正４条」　修正４条が存在しない場合の社会的影響の分析。

本単元は、すべての学習活動を通して、プライバシー保護（私的な領域）と犯罪捜査（公的な領域）のジレンマに対して、生徒たちがぎりぎりの境界線を策定していくプロセスとなっている。また各学習活動において、生徒たちが憲法の理念を自分自身の問題として主体的に議論していく仕組みが施されている。最終的に修正４条を日常生活の問題解決に活用することがめざされる。

参考文献

１）Monk,Linda R. *The Bill of Rights：a user' guide.* Close Up Publising,1995.
２）中原朋生『現代アメリカ立憲主義公民学習論研究-憲法規範を基盤として幼稚園から高等学校までの子どもの市民性育成』風間書房 2015,pp209-277.